

## イラクの人道復興支援を早期に行うことを求める意見書

イラクの治安状況は、いまだに不安定であるが、国際的な活動では危機を完全に避けることは難しく、そのような危機が起こりうることを国際社会は受け入れている。日本だけがそれを受け入れることができないというわけにはいかない。日本は憲法前文において、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」と宣言している。

日本は、国際的な要請に基づく国際協調のもと、国際社会で責任を果たすため、国連安保理決議 1483号などの採択を踏まえ、人道・復興支援を行い、イラクの国家再建を通じて、我が国を含む国際社会の平和と安全の確保に資することを目的に、国力に見合った支援を行うことが必要である。

その目的に沿って、イラク国民に人道上の支援を行う「人道・復興支援活動」、イラク国内での治安活動を支援する「安全確保支援活動」、フセイン政権が残した可能性のある「大量破壊兵器等処理支援活動」の三分野を中心に国会で議論がされている。

よって、本市議会は、政府に対し、有事関連法と同様に与党三党と民主党などとの意見調整を行い、イラクの人々のためにも、また、日本が国際社会の一員として十分にその役割を果たすためにも、一刻も早く「イラク人道・復興支援活動実施特別措置法」を成立させることを要望する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成15年 6月30日

三鷹市議会議長 榛 澤 茂 量